



わが社も精神障害がある方の雇用を
考えなくては

Q

仕事の
疑問
相談室
鳥取労働局

い。また、相談はどこにすればよいのでしょうか。

A 障害者雇用促進法では、身体

精神障害者の雇用支援について

（法定雇用率）の算定 基礎に精神障害者が加えられるため、民間企業に対する法定雇用率（現在2・0％）が見直される可能性もあります。

当労働局内において、13年度にハローワークを通じて就職した障害者の件数は過去最高の534件となり、11年連続して前年度実績を上回っています。このうち精神障害者の就職件数は、08年度の2倍以上となる224件で過去最高となっております。今後ますます雇

金」「特定求職者雇用開発助成金」「障害者初回雇用奨励金」などの助成制度が、定着については「ジョブ・コ

援」「職場復帰支援」などがあります。

詳細については最寄りのハローワークに尋ねてください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課

電話

0857-29-1708